

労務トラブル、年金相談を特定社会保険労務士の 河原が解決
河原社会保険労務士事務所

紛争解決の代理業務もできる社会保険労務士（特定社会保険労務士）

河原 清市

埼玉県比企郡小川町大塚 98-2 TEL&FAX 0493-72-0554

メールアドレス kawahara@kawahara-sr.com ホームページ kawahara-sr.com/

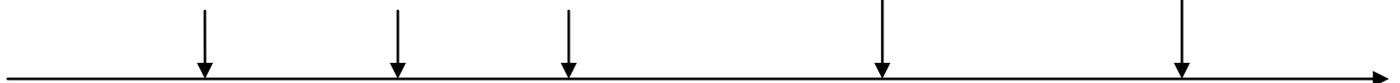
いなげや 志木柏町店の42歳男性社員が過労死 一般食品チーフが、長時間残業に認定される！

首都圏でスーパーを展開するいなげやの男性社員（当時 42 歳）が 2014 年（平成 26 年）、埼玉県の店舗で勤務中に倒れて死亡し、さいたま労働基準監督署が長時間の時間外労働が原因として労災認定していたことが 2017 年 4 月 17 日に、分かった。遺族側代理人の弁護士が記者会見し明らかにした。

弁護士によると、男性は志木柏町店で一般食品チーフとして勤務していた 2014 年（平成 26 年）5 月 25 日、接客中に言葉が急に出なくなり救急搬送された。検査で異常は見つからず、同 6 月 2 日に復職したが、3 日後に駐車場で倒れているのが見つかり、同 21 日に脳梗塞で亡くなった。

2014（平成 26 年）

5 月 25 日救急搬送 6 月 2 日復職 6 月 5 日倒れる 6 月 21 日脳梗塞で亡くなる 2016 年 6 月労災認定



同労基署は勤務記録などから、5月の発症前4カ月間の残業が月65～96時間余りで、平均すると約76時間と認定。これ以外の残業も推定され、不規則なシフト勤務による過重労働が原因として、昨年6月に労災認定した。いなげやでは、03年にも東京都の店舗に勤務していた男性社員が過労自殺している。

弁護士は「過去の過労死を真剣に受け止めず労務管理を怠り、店舗従業員の多くがタイムカードを押さずに勤務を始めるなどサービス残業が常態化していた」と指摘。残業の実態調査や遺族への謝罪、慰謝料などの支払いを同社に求める通知を送った。

同社広報は取材に「社員が過労死した事実は把握しているが、内容を確認した上で対応したい」としている。

（時事通信）2017年4月17日

労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン

(厚労省 平成29年1月20日策定)

○ 労働時間の考え方

労働時間とは、使用者の指揮命令下に置かれている時間のことをいい、使用者の明示又は黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は労働時間に当たる。そのため、次のアからウのような時間は、労働時間として扱わなければならないこと。ただし、これら以外の時間についても、使用者の指揮命令下に置かれていると評価される時間については労働時間として取り扱うこと。

なお、労働時間に該当するか否かは、労働契約、就業規則、労働協約等の定めのかんによらず、労働者の行為が使用者の指揮命令下に置かれたものと評価することができるか否かにより客観的に定まるものであること。また、客観的に見て使用者の指揮命令下に置かれていると評価されるかどうかは、労働者の行為が使用者から義務づけられ、又はこれを余儀なくされていた等の状況の有無等から、個別具体的に判断されるものであること。

ア 使用者の指示により、就業を命じられた業務に必要な準備行為（着用を義務付けられた所定の服装への着替え等）や業務終了後の業務に関連した後始末（清掃等）を事業場内において行った時間

参考判例

三菱重工業長崎造船所（一次訴訟・会社側上告）事件

- a. 更衣所での作業服及び保護具等の装着・準備体操場までの移動、
 - b. 資材等の受出し及び月数回の散水、
 - c. 作業場から更衣所までの移動・作業服及び保護具等の脱離、
- の各行為は、企業側の指揮命令下に置かれた労働時間と評価できる。

イ 使用者の指示があった場合には即時に業務に従事することを求められており、労働から離れることが保障されていない状態で待機等している時間（いわゆる「手待時間」）

ウ 参加することが業務上義務づけられている研修・教育訓練の受講や、使用者の指示により業務に必要な学習等を行っていた時間

○ 労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置

(1) 始業・終業時刻の確認及び記録

使用者は、労働時間を適正に把握するため、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、これを記録すること。

(2) 始業・終業時刻の確認及び記録の原則的な方法

使用者が始業・終業時刻を確認し、記録する方法としては、原則として次のいずれかの方法によること。

ア 使用者が、自ら現認することにより確認し、適正に記録すること。

イ タイムカード、ICカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録すること。

ここで、労働時間評価の目安と脳・心臓疾患発症の因果関係について時間外労働が、

月100時間超または発症前2～6か月間に 1か月当たり80時間を超えると業務と発症とに関連性が強いと言われています。